

奈良県地域防災計画

地震編

令和2年3月

奈良県防災会議

第1章 総則

第1節	目的 (防災統括室)	1	～	4
第2節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)	5	～	18
第3節	奈良県の地勢と過去の地震 (防災統括室)	19	～	32
第4節	地震被害想定	33	～	44

第2章 災害予防計画

住民避難	45 ~ 63
第1節 避難行動計画 (防災統括室等)	45 ~ 48
第2節 避難生活計画 (防災統括室等)	49 ~ 53
第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	54 ~ 57
第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)	58 ~ 61
第5節 住宅応急対策準備計画 (まちづくり推進局)	62 ~ 63
県民等の防災活動の促進	64 ~ 79
第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)	64 ~ 68
第7節 防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)	69 ~ 71
第8節 自主防災組織の育成に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)	72 ~ 74
第9節 企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・雇用振興部)	75 ~ 76
第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)	77 ~ 78
第11節 ボランティア活動支援環境整備計画 (くらし創造部、関係部局)	79

災害に強いまちづくり	80	～	
第12節 まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)	80	～	83
第13節 建築物等災害予防計画 (まちづくり推進局、教育委員会)	84	～	89
第14節 災害に強い道づくり (県土マネジメント部)	90	～	92
第15節 緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部・警察本部)	93	～	100
第16節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	101	～	117
第17節 危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、地域振興部、福祉医療部)	118	～	121
第18節 水害予防計画 (県土マネジメント部)	122		
第19節 地盤災害予防計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)	123	～	126
第20節 地震火災予防計画 (消防救急課)	127	～	128
第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)	129	～	130
災害応急対策及び復旧への備え	131	～	160
第22節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)	131	～	134
第23節 航空防災体制の整備計画 (消防救急課)	135	～	136

第24節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)	137 ~ 140
第25節 孤立集落対策 (防災統括室)	141
第26節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)	142
第27節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)	143 ~ 144
第28節 保健医療計画 (福祉医療部)	145 ~ 150
第29節 防疫予防計画 (医療政策局)	151
第30節 火葬場等の確保計画 (くらし創造部)	152
第31節 廃棄物処理計画 (景観・環境局)	153 ~ 154
第32節 食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部)	155 ~ 156
第33節 文化財災害予防計画 (地域振興部)	157 ~ 160

第3章 災害応急対策計画

住民避難		161 ~ 177
第1節	避難行動計画 (防災統括室等)	161 ~ 166
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)	167 ~ 170
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	171 ~ 172
第4節	要配慮者の支援計画 (防災統括室、福祉医療部)	173 ~ 175
第5節	住宅応急対策計画 (まちづくり推進局)	176 ~ 177
発災時の対応		178 ~
第6節	活動体制計画 (防災統括室等)	178 ~ 200
第7節	災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)	201 ~ 214
第8節	県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)	215
第9節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)	216 ~ 217
第10節	通信運用計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)	218 ~ 219
第11節	広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)	220 ~ 222

第12節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)	223 ~ 227
第13節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係機関)	228 ~ 241
第14節 公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)	242 ~ 243
第15節 建築物の応急対策計画 (まちづくり推進局)	244
第16節 公園、緑地の応急対策計画 (まちづくり推進局)	245
第17節 道路等の災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部)	246 ~ 253
第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	254 ~ 274
第19節 危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、地域振興部、福祉医療部)	275 ~ 278
第20節 水防活動計画 (県土マネジメント部)	279
第21節 地盤災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)	280 ~ 282
第22節 消火活動計画 (消防救急課)	283 ~ 284
救助・医療活動計画	285 ~ 300
第23節 救急、救助活動計画 (消防救急課)	285
第24節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	286 ~ 300

緊急輸送計画		301 ~ 314
	第25節 緊急輸送計画 (防災統括室)	301 ~ 303
	第26節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)	304 ~ 314
物資供給計画		315 ~ 319
	第27節 食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)	315 ~ 317
	第28節 給水計画 (地域振興部、水道局)	318 ~ 319
保健・衛生計画		320 ~
	第29節 防疫・保健衛生計画 (福祉医療部、くらし創造部)	320 ~ 323
	第30節 遺体の火葬等計画 (くらし創造部、警察本部)	324 ~ 325
	第31節 廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)	326 ~ 329
支援受入計画		330 ~ 334
	第32節 ボランティア活動支援計画 (くらし創造部、関係部局)	330 ~ 331
	第33節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)	332 ~ 334
教育施設等計画		335 ~ 341
	第34節 文教対策計画 (教育委員会)	335 ~ 338
	第35節 文化財災害応急対策 (地域振興部)	339 ~ 341

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係各部局、警察本部)	343 ~ 344
第2節	被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)	345 ~ 351
第3節	被災中小企業の振興 (産業・雇用振興部)	352
第4節	農林漁業者への融資 (農林部)	353 ~ 354
第5節	義援金の受入れ・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)	355
第6節	激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部局)	356 ~ 360
第7節	災害復旧・復興計画 (全部局)	361 ~ 363

第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画

第1節 総則 (防災統括室)	365 ~ 367
予防計画	368 ~ 382
第2節 南海トラフ地震臨時情報 (防災統括室)	368 ~ 371
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (防災統括室)	372
第4節 防災訓練計画等 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課)	373
第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会)	374 ~ 376
第6節 地域防災力の向上に関する計画 (防災統括室、、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課)	377 ~ 378
第7節 広域かつ甚大な被害への備え (防災統括室、観光局、まちづくり推進局、教育委員会)	379 ~ 382
応急対策計画	383 ~
第8節 地震発生時の応急対策等 (防災統括室等)	383 ~ 396
第9節 消火活動計画 (消防救急課)	397 ~ 398
第10節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	399 ~ 413
第11節 緊急輸送計画 (防災統括室)	414 ~ 416
第12節 防疫、保健衛生計画 (福祉医療部、くらし創造部)	417 ~ 420

広域災害計画	421 ~ 424
第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室)	421
第14節 広域避難対策 (防災統括室)	422
第15節 物資等の確保 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部)	423 ~ 424